⑦　A person who has not been supervised within five years before the reference date, based on the first day of the month to which the last day of the application acceptance period belongs.

⑧　A supplier whose business situation or trustworthiness is deemed not to have significantly deteriorated, and whose proper performance of a contract can be guaranteed.

⑨　A supplier who has been given a briefing on the outline of "unused state-owned land management services" at the tender briefing session, etc.

⑩　Submission of Tender by Tendering Group

(i)　In cases where, due to geographical locations and other factors, a single supplier is unable to implement all the services, a tender may be submitted by a group of two or more service suppliers capable of properly implementing the unused state-owned land management services in the relevant service area (hereinafter the "tendering group"). In such case, one of the tendering group members, acting as the representative of the group, shall submit the proposal and take the tender procedures in such representative's name. For making an application for participation in tender procedures, a tendering group is required to prepare a written agreement for the creation of a tendering group and submit it.

For implementing the unused state-owned land management services, the representative of the tendering group shall be responsible for coordination and liaison with the government. In addition, the tendering group members shall also coordinate with the government so that the services will be implemented in a smooth and efficient manner.

A tendering group member may not, solely or jointly with another tendering group participating in the same tender, submit the tender.

(ii)・The representative of the group shall satisfy all of the requirements specified in items ① to ③ and ⑤ to ⑨ above.

・The members of the group shall satisfy all of the requirements specified in items ① to ③ and ⑤ to ⑧ above.

(7)　Time-limit for tender : 5 : 00 p.m. February 28, 2020

(8)　Contact point for the notice : Supervisory Officer for National Property Management, Fukuoka Local Finance Branch Bureau, 2—11—1, Hakataekihigashi, Hakata-ku, Fukuoka-shi, Fukuoka 812—0013 Japan. Tel. 092—411—9043. Fax. 092—472—2970

(9)　For details, refer to tender explanation.

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年12月2日

支出負担行為担当官

福岡財務支局財務主幹　井　　秀典

◎調達機関番号　015　◎所在地番号　40

1　調達内容

(1)　品目分類番号　78

(2)　購入等件名及び数量　未利用国有地の管理等業務（維持管理等業務：北九州地区）【単価契約】一式

(3)　調達案件の仕様等　実施要項及び入札説明書による。

(4)　履行期間　契約締結日から令和５年３月31日までの間。

(5)　履行場所　入札説明書による。

(6)　入札方法　業務ごとの単価に委託予定数量を乗じた金額の合計で行う。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、入札書は、その提出した入札書の引き換え、変更又は取消しをすることはできない。

2　入札参加資格

(1)　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、本契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2)　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3)　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者。（ただし、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき民事再生手続開始の申立てをした者で、手続開始の決定がなされた後において競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）

(4)　競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者で、入札の申込み期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録された者であること。

なお、仕様書で定める業務に応じて、次の①から⑧の資格を全て有する者であること。１者で下記①から⑧のすべての資格を有していない場合は、それぞれの資格を有する複数者でグループ協定を締結する前提で、競争に参加することができる。

①　「巡回業務」を行う者は、令和元・２年度財務省北九州地区競争参加資格「測量」、「建設コンサルタント」又は「土地家屋調査」の「B」又は「C」等級に格付けされている者、又は令和01・02・03年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

②　「草刈・保守業務」を行う者は、令和元・２年度財務省北九州地区競争参加資格「造園工事」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者、あるいは令和01・02・03年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

③　「木柵設置業務」及び「開口部閉鎖業務」を行う者は、令和元・２年度財務省北九州地区競争参加資格「造園工事」の「B」又は「C」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。

④　「看板作成設置業務」及び「投棄物撤去業務」を行う者は、令和元・２年度財務省北九州地区競争参加資格「造園工事」の「B」又は「C」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者、あるいは令和01・02・03年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

⑤　「樹木伐採等業務」を行う者は、令和元・２年度財務省北九州地区競争参加資格「造園工事」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。

⑥　「流出土砂撤去等業務」を行う者は、令和元・２年度財務省北九州地区競争参加資格「土木一式工事」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者、又は同「とび・土工・コンクリート工事」の「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。

⑦　「地下埋設物調査業務」を行う者は、令和元・２年度財務省北九州地区競争参加資格「土木一式工事」の「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者、又は同「とび・土工・コンクリート工事」又は「建設コンサルタント」の「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。

⑧　「巣撤去等業務」を行うものは、令和元・２年度財務省北九州地区競争参加資格「造園工事」の「B」又は「C」の等級に格付けされている者、又は令和01・02・03年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。